

受付番号 第 号  
2008年3月4日  
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員  
寺町知正 印

#### 一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号1番 答弁者 (1-9は)保健福祉部長 (10は)教育長

質問事項 DV(ドメスティック・バイオレンス/配偶者間暴力)、デートDVについて  
《質問要旨》

ドメスティック・バイオレンスいわゆるDVについて、国の統計では、配偶者間における殺人、傷害、暴行の被害者の93%が女性であるという数字が出ている。全国的には女性の約3割がDV被害を経験しているという。2006年の内閣府の「男女間における暴力に関する調査」報告書では、女性全体で「DVの被害に複数回あった」としたのは10、6%。「どこにも誰にも相談しなかった」は、女性の46、9%という。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(2001年・H13年制定)、いわゆるDV防止法は昨年2007年改正、今年1月から施行され、被害者保護と自立支援に向けた市町村の努力義務が明確にされた。女性に対する人権侵害、犯罪であるDVの根絶に向けた取り組みについて住民に直接つながる基礎自治体としての市の取り組みが不可欠だ。被害を受けた当事者が逃げなければならない理不尽さ、生活再建への道のりを思うと猶予はない。

(1) DVについての市の基本認識をひとことでいうとどのようなか。

(2) DV被害者支援、対策に関して、市の行なってきたことはどのようなか。

そこに要した市の(職員諸経費を除く)事業費は、何年間でいくらだったか。

(3) 被害実態に関するデータはどのようなか。

行政として、そのデータをどのようにとらえるのか。

実態を反映した数字と思うのか、思わないのか。

(4) DV防止および被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画策定について、「できる」規定から「努力義務」規定となった。内閣府は、地方分権推進の趣旨からも各自治体の主体性に任せるので努力義務にしたとする。市の基本計画策定について今後どうするのか。

(5) 配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)について

法改正により、「市町村の適切な施設において配偶者暴力相談センターとしての機能を果たす」ことが「市町村の努力義務」となった。

相談業務の一層の充実が必要と思うが、市のセンター設置への対応や方向性はどのようなか。

(6) この問題、まわりも本人も、行政も、見ないようにしてきた、知らない振りしてきたという傾向が強い。あつてはならないことが実際にある、被害者なんだと認識してなんにも間違っていない、そういうような情報を出すことが大事だ。暴力はもちろん、精神的な暴力も暴力に当たるという認識を広めることが更に必要だ。今後、市民への広報や周知をどのように進めて行くか。

(7) この種の課題には、他の部署との連携・調整が不可欠である。  
男女共同参画担当部署との連携が必要であると考えがどうか。  
市役所内の協議体制も必要ではないか。

(8) 市の担当職員らは当然、研修などを行っているわけだが、市の職員全員の教育も不可欠だ。  
行政職員及び一社会人としての職員へのDVに関する研修をすべきではないか。

(9) 例えば、学校のいじめ対策においても、加害者へのケアも重要な課題である。DVにおいても、被害者保護と同時に「加害者対策」も重要で不可欠だが、市はどのように対応するのか。

(10) デートDV防止対策について

最近では、若い層の男女間で起きる暴力について、デートDVという概念が認識されている。デートDVは本質的にDVと同じだが、婚姻関係にない恋人との間での暴力をいう。

デートDVは、以前から厳然と存在しながら、ほとんど社会的に問題にされてこなかった。被害者自身が被害意識をもつことさえ困難な場合がある。一般的なDVの特徴に加えてデートDVは、思春期・青年期の特徴的な心理や性意識・行動が影響しているとも指摘されている。

このようなデートDVについて、内閣府が2007年11月、初めて実態を調査した。調査では20代の女性の5人に一人が暴力を受けたことがあり、そのうち3人に一人がいのちの危険を感じたことがあるとされる。通信手段のはずの携帯電話が、相手に干渉したり束縛したりする道具になり、精神的被害を与えているケースもあったとされる。

別の調査では、相談したり、打ち明けたりする相手の半数以上が友人、しかし被害者と同年代の友人が相談を打ち明けられても、問題解決に対処できず、被害者とともに悩むのが実態とされる。だから、積極的に取り組む自治体も出てきている。

若者への啓発活動について、中学校等に関しては市教育委員会等の判断において、高校等については県や県教委との協力において行なう筋道がある。

いじめと同様に教育現場では悩ましい問題であると思うが、いじめや暴力の再発・再生産を根絶する覚悟と対応を経てきた現場として、デートDV防止対策について今後どうしていくのか。

※ (内閣府男女共同参画局 HPから引用) 【ドメスティック・バイオレンスとは】 「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使われることが多いようです。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もあります。内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。

【問題の重要性】 配偶者からの暴力などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。少数の人が被害を受けているのではなく、多くの人が被害を受けているのです。

【配偶者からの暴力の実態】 また、暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方ないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対にあってはならないことなのです。